

北海道景観審議会

第 41 回会議 議事録

と き 平成 29 年 2 月 23 日 (木)

13 時 30 分～15 時 20 分

ところ 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

かでの 2・7 1010 会議室

出席委員 (H29. 2. 23)

大西 希
小篠 隆生
柿澤 宏昭
岸本 太樹
工藤 美智子
中井 和子
西山 徳明
星 功
松田 裕子
宮田 博行
笠 康三郎
渡部 純子

計 12 名

北海道景観審議会
第 41 回会議 議事概要

日時：平成 29 年 2 月 23 日（木）13：30～15：20

場所：かでる 2・7 1010 会議室

議 事	議 事 概 要
(1) 北海道景観形成ビジョン見直しに向けた検討について	<p>道から、北海道景観形成ビジョンの概要、見直しの経緯、スケジュール、及び施策の進捗状況について説明。</p> <p>〈委員から意見〉</p> <ul style="list-style-type: none">・ 個別の取組がどういった景観づくりにつながったのか、効果面を総括した方が議論につながる・ 景観行政については地域によって盛り上がり差があり、道が主導して意識共有を図る必要がある・ 景観を守るより経済が先だといわれることもあるが、一方で北海道に多くのインバウンドがあるのは景観があるからだ・ 観光地でなくても、駅前の空き店舗問題は景観上の課題であり、さびれた地域の人でこそ、まちの景観を考えてはどうか・ 森づくりや地域づくり、空き家対策等の取組を「景観」のキーワードでつなぎ、連携・協働の方法を検討することが重要だ・ 条例による規制の上乗せや指導、協議といった手法を含め、現行法制度で何ができるかを整理する必要がある・ 景観行政団体である市町村の割合が全国と比べなぜ少ないのかなど、課題を整理する必要がある、道庁の景観行政では何ができるのか、論点を絞って考えるべきだ
(1) 中標津町の景観行政団体移行について（報告）	道から、中標津町の景観行政団体移行について報告。

1 開会

○菊池主幹 ただいまから「第 41 回北海道景観審議会」を開会いたします。

本日は、委員総数 15 名中、12 名の委員が出席されておりますので、北海道景観条例第 35 条第 2 項の規定による開催要件を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、審議会の開会に当たり、北海道建設部まちづくり局、倉持都市計画課長から御挨拶申し上げます。

○倉持都市計画課長 皆さん御苦勞様でございます。審議会の開会に当たりまして、ひと言御挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ、多数お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会ではありますが、北海道景観形成ビジョンの見直しにつきまして、御意見を頂きたいと考えております。

この景観形成ビジョンでございますが、前回の審議会に先立ち勉強会を開催いたしまして、その際にも多少触れさせていただきましたが、北海道景観条例に基づきまして、良好な景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本構想ということで、平成 20 年度に策定いたしました。計画期間が平成 29 年度までとなっておりますことから、平成 30 年度以降のビジョンにつきまして新たに策定しようとするものでございます。

地域の景観への認識や取組、それから、インバウンドを中心に来道者が急増している本道観光におきまして、観光資源としての景観の重要性など、景観を取り巻く状況が現在のビジョンを策定した当時と比べて変わってきているところもございます。

道の景観行政の道しるべとなるこのビジョンを評価・検証いたしまして、新たな展開に向けて景観行政を進めていくことが必要だと考えておりますことから、委員の皆様におかれましては、多くの御指導、御助言を頂きたく、どうかよろしくお願いいたします。

最後に、今後とも委員の皆様におかれましては、北海道における良好な景観形成の推進を図るため、引き続きお力添えをたまわりますよう重ねてお願い申し上げます。簡単ではございますが開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○菊池主幹 次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。本日の次第、出席予定者名簿、資料 1-1「北海道景観形成ビジョンの位置づけ及び見直しに至る経緯」、資料 1-2「景観形成ビジョン見直しのスケジュール（案）」、資料 1-3「北海道景観形成ビジョンに基づく施策の進捗状況」、資料 2「中標津町における景観に関する取組等について」、それと北海道景観形成ビジョンの冊子となっております。不足しているものがござい

ましたら事務局にお申し出ください。

それでは、これからの議事進行は、小篠会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小篠会長 皆さんこんにちは。もうそろそろ年度末でお忙しくなってくる頃だと思いますけれども、今日は重要な議題といたしまして、景観形成ビジョンの見直しという課題がございます。

説明も長くなるかと思いますが、説明を聞いたうえで、忌憚ない御意見を頂いて、見直しに向かって進んでいければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 北海道景観形成ビジョン見直しに向けた検討について

○小篠会長 それでは早速、議事に入っていきたいと思います。まず「(1) 北海道景観形成ビジョン見直しに向けた検討について」ということで、事務局より御説明願いたいと思います。

○寺谷主査 景観を担当しております寺谷といたします。よろしくお願いいたします。

それでは、私から御説明いたします。

まず、資料 1-1 を御覧ください。北海道景観形成ビジョンの位置づけ及び見直しに至る経緯についてでございます。

ビジョンの位置づけですが、先ほど課長からも話がありましたが、北海道景観条例第 7 条に基づき、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本構想として、平成 21 年 3 月に策定し、平成 20 年度から平成 29 年度を計画期間とし推進してきたもので、平成 30 年度からの新ビジョンについて、今回、見直しを検討するものであります。

「基本構想」ということで、下の枠に書いております。これは北海道景観条例第 7 条によるものです。それとその下の「特定分野別計画」ということで、このビジョンは北海道総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定の分野における政策の方向等を明らかにする計画のことということで、規定されております。

これまでの経緯でございます。道はこれまで「北海道美しい景観のくにづくり条例」を平成 13 年 10 月に制定するとともに、条例に基づく、「北海道美しい景観のくにづくり基本計画」を策定し、地域の特色を活かした景観づくりや広域景観づくりなど、北海道特有の景観づくりを推進してきました。

その後、平成 16 年に制定された「景観法」に基づく制度を活用し、さらに北海道の景観づくりを進めていくために、平成 20 年 4 月に「北海道景観条例」、同年 6 月に「北海道景観計画」、平成 21 年 3 月に「北海道景観形成ビジョン」を策定しております。

下の図は、今の流れを図にしたものでございます。平成13年に「北海道美しい景観のくにつくり条例」を制定しまして、それをもとに「北海道美しい景観のくにつくり基本計画」を策定、平成14年度から19年度までの計画ですけれども、それを継承して、平成20年度に「北海道景観形成ビジョン」を策定しています。今回、29年度中に見直しを検討ということで、30年度から39年度までの景観形成ビジョンを策定していきたいと考えております。

資料1-1についてはこれで終了しまして、ここで、現在のビジョンを御説明いたしますので、お配りしている冊子を御覧いただきたいと思っております。

現在のビジョンの3ページ目を見ていただきたいのですが、「はじめに」というところで、最初の3段落目までは、今いった経緯と重複したものが書いてございます。4段目、「このような経緯を踏まえ、」というところを見ていただきたいのですが、「このような経緯を踏まえ、本ビジョンは、北海道全域において、景観に関し道民がともにめざす姿を掲げるとともに、めざす姿の実現に向けて道が取り組む基本方針と施策の展開方向を示すものです。」とうたっております。

前のページ、2ページ目に戻っていただきますと、現在のビジョンの全体の構成になっております。第1章から第4章までの構成になっておりまして、大きな見直し部分としては、道が取り組む基本方針と施策の方向を示すものということであり、第3章と第4章の部分が主な見直し部分になるのではないかと考えております。「第1章 良好な景観の形成のための視点」、「第2章 めざす姿」については、基本的な理念でもあり、文言の修正程度になるのではと考えております。

次に18ページを御覧ください。「第4章 ビジョンの推進」です。「1 関連部局の連携」ということで、「ビジョンを着実に効果的に推進するために、庁舎関連部局間で施策の進め方等について協議するなど、連携を密にし、景観をキーワードにした戦略的な地域再生、持続的な地域づくりに向けて全庁的に取り組むことで、効果的な施策の実施を図ります。また、施策の進捗を測る目安として、指標の例を掲載します。」ということで、基本方針1から5まであるのですが、基本方針1は「一体性と連続性のある広域景観づくり」であります。

この表の見方なのですが、左側に基本方針を進めるための「展開方向」、右に行って、前期の平成20年度から24年度の具体的な取組、その隣が25年度から29年度の具体的な取組、その右が指標の例ということで、策定当時の実数と平成29年度までの目標値を示したものでございます。

展開方向としては、「広域景観づくりの意識の共有」、「広域景観づくりに向けた体制づくり」、「広域景観づくりの推進」、と大きく3つ挙げております。具体的な取組はそれぞれ右側に記載してございますとおりでございます。ここは読み上げませんけれども、こういう具体的な取組をしていきたいと思いますということで策定しております。

指標の例については、この基本方針1では、「広域景観形成推進地域の市町村数」を例として挙げております。

大まかな表のつくりはこのようになってございます。

次のページです。基本方針2は「協働による多様な景観づくり」です。展開方向としては、「多様な景観づくりの機運の醸成」、「協働の体制づくり」、「多様な景観づくりの取組への支援」となっております。具体的な取組はそれぞれの右側に記載してありますとおりで、指標の例として4つの項目を挙げてございます。「景観づくりに関する活動団体数」、「景観づくりの活動を支援する企業として登録した数」、「景観行政団体数」、「道民との協働により育てる樹木の本数」を指標の例として挙げております。

次のページです。基本方針3、「戦略的な活用を図るための景観づくり」です。展開方向は、「『エコアイランド北海道』につながる景観づくり」、「『食のブランド・北海道』につながる景観づくり」、「『感動のくに・北海道』につながる景観づくり」となっております。具体的な施策はそれぞれの右側に書いております。指標の例としては「多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積」を掲げております

次のページを御覧ください。基本方針4、「地域の総合的な質を高めるための景観づくり」でございます。この基本方針の展開方向としては、「景観資源の維持・保全・再生等」、「制度を活用した景観づくり」となっております。具体的な施策はそれぞれの右の欄に記載のとおりで、指標の例としては4つ掲げております。「すぐれた自然地域の面積」、「『北方型住宅』の登録数」、「景観協議会の設置数」、「良好な広告景観形成のための地域指定カ所数」、以上の4つを指標の例として挙げております。

次のページです。基本方針5は「景観づくりを支える人づくり」です。この基本方針の展開方向としては、「景観づくりの普及啓発」、「景観づくりを担う人材の育成」、「景観づくりのネットワークの形成」。具体的な施策はそれぞれの右の欄に記載のとおりで、指標の例としては、3つ挙げております。「フラワーマスター認定登録者数」、「屋外広告物講習会修了者数」、「5年以上継続して活動している景観づくりに関する活動団体の割合」、以上の3つを指標に挙げております。

以上がこの章の大まかなつくりとなっております。これをもちに、この10年間、これまでの取組の進捗を、この後、御報告したいと思います。

その前に、本日の資料に戻りますが、資料1-2を御覧ください。「北海道景観形成ビジョン見直しのスケジュール（案）」でございます。

まず、今日の審議会の議事であり、景観形成ビジョンの見直しに向けた検討について、この後、進捗状況を説明したのち、基本的な方向性について委員さんから御意見を頂きたいと思っております。

審議会委員の皆さんの意見及び庁内関係部局への意見照会、また、市町村への意見照会をもとに、基本方針、施策の展開方向、具体的な施策をまとめ、10月中旬頃までに素案としてまとめていきたいと考えてございます。

その後、11月下旬くらいからパブリックコメントを行いまして、意見を集約後、来年2月頃に予定している景観審議会において、北海道景観形成ビジョン（原案）として諮問し、答申を受けた後、再度道議会に報告したいという予定で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に資料1-3を御覧いただきたいと思ひます。「北海道景観形成ビジョンに基づく施策の進捗状況」ということで、現在の施策の進捗状況を基本方針ごとにまとめたものでございます。先ほど御説明した、現在のビジョンの18ページを一緒に見ながらのほうがより分かりやすいかと思ひますので、一緒に見ていただきたいと思ひます。

まず、基本方針1、「一体性と連続性のある広域景観づくり」でございます。現在のビジョンの第4章のビジョンの推進、指標の例に記載しているものを表にしておりまして、現状値と目標値、進捗状況について記載しております。進捗状況の欄については、順調、概ね順調、やや遅れ、遅れの4段階で評価しております。

ここでは、「広域景観形成推進地域の市町村数」を指標の例としておりますが、策定時には7市町村、これは羊蹄山麓の地域の7市町村でございます。目標値を当時18市町村としておりましたけれども、進捗状況としては遅れ、というか指定ができていないというのが現状でございます。

これまでの主な取組を項目ごとに説明していきたいと思ひます。

「広域景観づくりの意識の共有」ということで、大きく3つ取り上げております。

まず、「ほっかいどう景観だより（ブログ）」、「北海道景観づくりポータルサイト」などによる情報発信により意識の共有を図ってきました。

また、市町村説明会を各振興局にて開催し、意識の共有を図ってきております。これについては、平成26年度までは3年に1回のローテーションで実施し、本庁職員が各振興局に行って3年に1回ずつの説明会でしたが、平成27年度からは、各振興局ごとに毎年最低1回は説明会を開催しております。

また、地域の景観資源や眺望スポットを市町村から提供していただき、北海道のホームページにより情報発信し、意識の共有を図っております。

次に、「広域景観づくりに向けた体制づくり」ということで、当初、東オホーツク地域について指定に向けて進めて参りましたがけれども、平成21年9月に協議会を設立して指定に向けた議論を進めて参りましたがけれども、最終的には、北海道の景観対策の規制の中で十分であるとの結論に達しまして、協議会が解散となってしまっております。

また、次期候補地域として、平成 27 年 4 月に宗谷管内で北海道主催の説明会を開催しまして広域景観の指定について説明を行いましたけれども、指針の策定まではできていないというのが現状でございます。

次に、「広域景観づくりの推進」でございます。現在、広域景観づくりについては羊蹄山麓の 1 箇所しかございませんが、指針に基づき、羊蹄山麓広域景観づくり推進協議会において、推進のための行動計画、アクションプランを策定し、毎年その地域では実施しているところでございます。その内容といたしましては、フォトコンテストや絵手紙コンテストなどの住民参加型イベントの実施や、沿道景観を守るための一斉清掃活動や花植など、多数の事業を実施しているところでございます。

次に、一定規模を超える建築物等において、事前届出による審査を各振興局にて実施しておりますけれども、羊蹄山麓広域景観形成地域については、届出の対象が他の地域より厳しい規定となっております。

基本方針 1 については以上で終わります。次のページを御覧ください。

基本方針 2 の「協働による多様な景観づくり」でございます。

指標の例として 4 つございます。「景観づくりに関する活動団体数」、こちらは、当初 265 団体が、現状は 1,356 団体ということで、大幅に増加している状況です。

次に、「景観づくりの活動を支援する企業として登録した数」ということで、基準年にはまだ制度を立ち上げていなかったということで 0、現状は 86 社で目標値が 100 社ということで、概ね順調に進んでいるのではないかとこのところでございます。

次は「景観行政団体数」でございます。平成 19 年には 11 団体だったものが今は 16 団体。約 10 年で 5 団体しか増えていないというのが現状でございます。

「道民との協働により育てる樹木の本数」ということで、これは「北海道森林づくり計画」によるものなのですけれども、現状値が 503 万本ということで、こういう累計になってございます。

これまでの主な取組でございます。

「多様な景観づくりの機運の醸成」に向けた取組として、先ほどの再掲になりますが、インターネットやブログなどを活用しながら、どんどん情報を発信していくという取組になっております。

次に、「協働の体制づくり」でございます。協働の体制づくりとしては、景観整備機構の設置の検討を重ね、平成 27 年 3 月に北海道建築士会を指定してございます。景観整備機構の取組として、まちづくりフォーラムや青年サミットなど、平成 27 年度には 7 つの事業を実施しています。

次に、企業とタイアップした制度として、「北海道景観づくりサポート企業登録制度」を

平成 23 年度に立ち上げております。これは、民間企業の景観づくりの活動の支援をするというもので、景観づくりの活動の支援を行っている民間企業をサポート企業として登録し、その取組内容を北海道のホームページにより紹介して、企業との協働での景観づくりを進めているというのが現状でございます。企業数は現在 86 社となっております。

次、花や樹木を地域の住民が協働で育てる活動の支援として、フラワーマスター認定講習会を年に 1 回から 2 回、実施してきました。

次に、行政や民間との連携による様々な花の取組を促進している、雪印メグミルクとの連携協定事業をやっておりまして、赤レンガ庁舎前庭での花壇の整備を毎年 6 月～10 月に実施しております。

次に、「多様な景観づくりの取組への支援」ということで、景観行政団体への移行、景観計画策定などについての必要な助言を随時行っています。

景観づくりに関する必要なアドバイスが受けられる環境づくりについては、適宜、助言や専門家の紹介を行っているところでございます。

また、空き店舗を活用したコミュニティ拠点づくりの取組を行っています。

その下、市町村への屋外広告物事務権限移譲に当たっては、北海道屋外広告物条例関係事務参考資料を配付し、事務処理の個別指導を行うなど、事務の権限移譲の適切な遂行を支援しました。

市町村の屋外広告物事務権限移譲に係る事務の遂行支援として、違反広告物簡易除却マニュアルを早期に策定し、市町村へ配布する予定になっております。

次のページ、基本方針 3 に行きます。「戦略的な活用を図るための景観づくり」ということで、指標の例は「多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積」ということで、現状値は 58 万 ha というので、順調となっております。

これまでの主な取組ですけれども、「『エコアイランド北海道』につながる景観づくり」としては、国立・国定公園や道立自然公園の歩道やトイレなどの利用施設の整備を推進してきました。

特に良好な自然環境を形成する保全をはかるべき自然地域や、すぐれた自然景勝地であって保護・利用を増進すべき地域については、公園計画の見直しを行うなど推進しております。

北海道植樹祭の開催し、道民の方の環境への関心を高めました。

また、水鳥の生息地として国際的に重要な資源については、ラムサール条約への登録を促進。

地球温暖化防止対策推進については、各年、専門家の派遣を行っています。

優良田園住宅の建設計画に当たっては、市町村への助言を必要に応じて適宜実施しております。

魅力的な北海道の景観に資する街路の整備事業を推進しております。

また、埋蔵文化財調査実施件数は、各年、記載のとおりでございます。

文化財の指定、選定、登録の推進も行ってきております。

同じく文化財パトロール等による指定文化財等の現状把握をし、保全に努めてきております。

次に、「『食のブランド・北海道』につながる景観づくり」でございます。

農業・農村の有する多目的機能の維持・発揮を図るため、農地や水路など、地域資源の適切な保全管理に取り組む地域の共同活動を支援してきました。

市町村の景観農業振興地域整備計画の策定を促進するため、北海道のホームページなどで情報発信を行っております。

地域住民が主体となった身近な森林の整備や保全活動を促進するため、「北の魚つきの森」の認定とともに、技術的な指導などの支援に取り組んできております。

次、「『感動のくに・北海道』につながる景観づくり」でございます。

知床及び周辺地域における広域的エコツーリズムに関する地域資源情報発信を行っております。

また、グリーンツーリズムなどホームページ等による情報発信を行ったり、体験型観光のPR イベントの開催や、メディアを活用した情報発信を行いました。

伝承活動としては、アイヌ関係事業の実施、支援による保存・伝承活動の推進のための講座を開催しております。

ドライブ観光の推進が図られるよう、シーニックバイウェイ北海道の取組など、協働による沿道景観づくりを推進してきております。

次のページでございます。「地域の総合的な質を高めるための景観づくり」ということで、「すぐれた自然地域の面積」、これは「北海道環境基本計画」の数値になってございます。

その下、「『北方型住宅』の登録数」ということで、策定時はこの事業があったのですが、今は「『きた住まいる』の登録者数」ということで、事業自体が変更になっておりますので現状値については書けない状況でございまして、新たな事業としてこういうかたちで書かせていただいております。

「景観協議会の設置数」、基準年は0、現状も0ということで何も変わりなく、設置できていない状況です。この辺りも課題なのかなと考えております。

「良好な広告景観形成のための地域指定カ所数」、こちらも34カ所からそのままの数字になってございます。

これまでの取組内容でございます。

「景観資源の維持保全」ということで、最初の3点は基本方針3の再掲として同じことを

書いております。

4番目、景観重要建造物及び樹木の指定については指定できておりません。

赤レンガ建築賞については、毎年やっているものなのですが、応募作品数がそれぞれの年で記載のとおりでございます。

その下、きた住まいる推進事業を推進してきているところでございます。

次の項目ですが、空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業、空き店舗を活用したコミュニティ拠点づくりの取組を支援してきております。

北海道公共事業景観形成指針に沿った公共事業を実施してきました。例えば、まちなかでの公営住宅の整備、景観に配慮した道路事業の実施、電線地中化などということで、次のページを御覧いただければ、写真で御紹介しております。

まちなかでの公営住宅整備事業ということで、住宅課から提供いただいた写真でございますけれども、これは釧路市内の公営住宅です。建物の外観だとかデザインををまちに調和したデザインやカラーを基本として作っております。

その下、都市計画街路事業でございますけれども、木古内町の駅前通り。これは無電柱化を含んでやっております。その下は美瑛町の丸山通です。このようになっております。

公園の親水広場整備工事ですけれども、道南四季の杜公園についてもこういう整備を行ったり、ニセコ高原比羅夫線については、整備前は歩道もなく、歩行者が危険な状況だった部分の整備と併せて、電柱の地中化をすることで、景観に配慮したものとなっております。

戻りまして、次に、公共事業景観づくり推進会議の開催については、必要に応じ開催している状況になっております。

その次、メガソーラーや風力発電に関して、この審議会でも審議いただいたと思いますが、大規模な施設整備は地形改変や施設の存在に伴う景観への影響が予想されることから、周辺景観との調和への配慮を事業者向けに啓発するため、平成27年11月に「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を策定しております。

また、良好な広告景観形成のため、地域指定を34ヵ所指定し、重点的な広告規制を行っているところでございます。

「制度を活用した景観づくり」ということで、北海道の景観計画区域においては、平成21年4月1日から景観法に基づく届出制度を実施、羊蹄山麓広域景観形成地域については、平成20年10月1日から、以後継続して実施しているところでございます。

良好な景観の形成と風致の維持のために、屋外広告物クリーン強調月間、6月と9月を定め、関係機関と連携して各種取組を実施しております。

最後の、基本方針5になります。こちらの指標の例につきましては、「フラワーマスター認定登録者数」の現状値が2,361人、「屋外広告物講習会修了者数」が現在2,848人、「5

年以上継続して活動している景観づくりに関する活動団体の割合」が 41%という数値になってございます。

これまでの主な取組で、「景観づくりの普及啓発」については、インターネットやブログを中心に進めてきてございます。

また、6月1日の「景観の日」に合わせて景観パネル展を開催し、道と景観行政団体である市町の景観づくりの取組について展示しております。毎年、本庁での開催後、各振興局でも順次開催し、広く道民への周知を図っております。

「景観づくりを担う人材の育成」ということで、景観学習プログラムの推進をしてきております。指導者用手引きやワークブックの配布、ホームページでの情報発信。

木育を伝えることのスペシャリストである「木育マスター」の育成・活動を促進。

屋外広告物講習会を実施し、屋外広告業者の資質の向上を図ってきております。

花を育てる専門知識と技術を有するフラワーマスターを認定し、花のまちづくりのリーダーとしての活動を推進してきました。

各（総合）振興局において、セミナーやフォーラムを多数実施しております。

「景観づくりのネットワーク形成」ということで、各市町村に対し、景観法活用意向調査を毎年実施しております。

また、市町村景観担当者会議、景観行政団体連携会議といった会議を実施しております。

再掲になりますけれども、各振興局において、セミナーやフォーラムを実施しております。

北海道屋外広告業団体連合会で毎年開催している「屋外広告士養成講座」において、道から「法令に関する事項」の講師を派遣してございます。

基本方針1から5まで、これまでの取組ということで御説明いたしました。全部を書いているわけではないのですが、主立ったものとして書かせていただきました。以上で取組について私からの説明を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○小篠会長 どうも、詳細な説明をありがとうございました。

それでは、これから審議ということで、御説明いただいた景観形成ビジョンの進捗状況に対する御質問でも結構ですし、ビジョンを見直すに当たって、どういうふうな方向性、方針を考えていったらいいのかという御意見でも結構です。どなたからでも結構ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○柿澤委員 どうもありがとうございました。

無理なお願いというのを重々承知のうえで発言させていただくのですが、「何かをしました」というのが多くて、実際にそれが景観づくりにどうつながったのかということに対する評価というのが、表立って出てきていませんね。例えば街路事業ですとか公園の整備ですとか、そういったものは見えやすいものだと思いますが、いろいろな取組をしたことに

よって、すぐには景観形成に結びつかないとは思いますが、「こういうふうには次の景観を形成する動きに結びついた」ですとか、そういった総括をしていただいたほうが、次にどうしていけばよりうまくいくのかということにつながるのではないのかなということを感じました。

第4章のビジョンの推進の一番最初のところ、「関係部局の連携」というところで、連携を密にするということと、景観をキーワードにした戦略的な地域再生、持続的な地域づくりというようなことも掲げられているので、そういった大きな目標についてどのぐらい近づいたことができたのかといった大きな立場から細かい話を総括していただいたほうが、次の議論につながってくるかなと思います。細かい話で、こういったことができました、じゃあそれを踏まえて次、ということも十分今回の話でできるとは思いますが、具体的な景観づくりですとか、大きな目標との関わり合いでの総括を考えてもいいのかなと思いましたので発言させていただきました。

○小篠会長 ありがとうございます。

3章、4章を中心に説明があつたのですが、実は1章、2章のところもすごく重要であつて、そのところにどういうふうな進捗があつたのかということも同時に総括するべきなのではないかという御意見だつたと思います。

○笠副会長 ここで「指標」というものがいくつも挙がっていますが、指標の選定理由というのが、何をもってこれを出してきたのかが分かりません。もう一つは、ここでいう「目標値」というのはどういう根拠で示されているのか。なぜこんな数字になるのだろうかというものもあつたりするので。400とか100とかきれいな数字もあれば、39とか半端な数字になっていたり。目標値は何か根拠があつて示されているのですか。

○寺谷主査 例えば、広域景観形成推進地域の市町村数の目標値の18という数字でございしますが、当時の設定の考え方で、既に指定している1地域の7市町村をもとに、1地域を6市町村程度とすると、当時、10景域という景域を定めていて、平均の6市町村が10景域で60市町村となり、10年間ではその3分の1の18市町村を指定することとした、というのが当時の考え方になってございます。

○笠副会長 例えばフラワーマスターの認定の目標値4,000人なんていう恐ろしい数字があります。これは私も平成5年から中井さんと一緒に講習会をずっとやってきているのですが、これを達成するためには毎年ものすごい人数を認定していかなければならない。なぜこんな数字が出てきているのか。これをもって「遅れ」といわれても困るなと思います。変な数字がいっぱいあるので、こういうものをもって進捗状況といわれても理解できないなという印象があります。

○中井委員 今のその数字のことなのですが、景観にこういう数値目標がなじむのかど

うかということですよ。景観というのはある意味で文化ですから、質も問われるわけです。そうすると、数が増えたからっていいかどうかというのは問題なのです。ですから、この指標のあり方をもう少し別のサイドから考えてみることも必要なのではないかと思います。

○笠副会長 数値目標を出す必要がどこにあるのか、ちょっと不思議ですよ。

○小篠会長 これは、数値目標を設定して、それをある種エビデンスとして出すということが、道としての方向性だったということなのですよ。なので、今回それをベースにしながら、どうだったかというふうに資料作りをしたということなのですね。

○寺谷主査 そうですね。指標の例ということで、数値的に何年度にはいくつということで明記されていたものですから、それに対して数値の積み上げをしました。それを報告しております。

○笠副会長 次の改訂をするときに、これを同じフレームでそのまま持っていく必要はないわけですね。

○寺谷主査 そうですね。

○笠副会長 なぜこれがあるのかなというのがすごく不思議です。

○小篠会長 他の省庁も、こうやって数値を出して進捗状況を計るというのは、今どういうものもそういうふうになっていまして、当初立てた目標が達成できないとなってきた段階で途中で見直すとか、フィードバックのルーティンが回せるようになっていたりするんですけども、これは最初に立てた目標値をそのまま使っているんですよ。

○寺谷主査 ええ、この数値は最初に立てた数値のままです。

○小篠会長 10年同じ目標値ですね。

○寺谷主査 はい。途中で直してはいません。

○岸本委員 今、各先生方のおっしゃっていることは私も同意見なのですが、他方で、少なくとも数値として遅れているというかたちで、見る際の一つの指標としてないわけではないわけですよ。一番最初の平成20年から29年までの、第1期と申しましょうか、がんばってみようという北海道の意気込みの表れた数値設定であったということで、目標が達成できていない部分も確かにあるのだけれども、意気込みとしては、こうありたいというのが出ている。問題は、次期、どのような目標、指標を立てるかというところで、確かに全部を数値化する必要はないというはあるかと思いますが。

他方で、少なくともやらなければいけないのが、うまくいっていない原因というもの、これは目標が高すぎたから達成は無理だったという目標の高すぎなのか、目標がある程度高すぎたにしても、あまりにもうまくいっていない分野というのは、それはなぜなのかという原因を徹底的に分析するということが必要でしょう。

それから、一見すると概ね順調となっているものの中にも、私に誤解がなければできけれ

ども、「景観づくりに関する活動団体数」はかなり増えてきつつある。しかしながら、その実態を見てみると、増えてきた各団体がどの程度継続して、また、企業のみならず、例えば地域の協議会だとか北海道だとかを起点にしながら連携して、一貫して北海道全体の景観保持のために協働の一主体として成長していくか、そういったところからするならば、必ずしも数だけでは計れない成功あるいは不成功、不十分であろうかと思うのです。ですので、指標それ自体を直ちに否定するというわけではなく、一つのあぶり出しのところ、絶対視はしないけれども見て、重点的にどこを次回、改善していったらいいかというところは、少し時間をかけて協議したほうがいいような気がいたします。以上です。

○小篠会長 ありがとうございます。

○松田委員 広域景観づくりの部分で、なかなか市町村数の進捗状況が悪いというのは、羊蹄山麓に関しては危機感から景観保護というのが出てきたと思うのです。ですから、北海道の今のレベル以上に、自分たちの地域を守らなければいけないという危機感の中から住民たちが立ち上がって、喧々囂々^{けんけんごうごう}と重ねてきた。そういう意味では、市町村長さんにしてもそうですけれども、まずは危機感の共有ができていない。北海道がリーダーシップを取って、北海道の基準は最低限のレベルだと、いろいろなところでこれから守っていかなければいけないという熱意を、北海道が押し上げていくということを、ここでやっていったほうがいいのかなというふうに思います。

○岸本委員 北海道の規制で十分だということたちで協議会が立ち消えになっているというケースもありますからね。最低限のはずなのですからね。

○小篠会長 羊蹄山麓は、そういう意味では北海道の中では特殊といってもいいのかもしれませんが、今、松田委員がおっしゃったような危機感をお持ちだから、基準の設定も全道の基準より高いところに置いてありますよね。そういうエリアもあれば、東オホーツクみたいなかたちになって解散してしまうというところもある。そこが課題だと捉えていくということなのでしょうね。全体を考えていこうとしたときに、どこにターゲットを置くのかということも含め、何をボトムアップしなければいけないのかというようなこともある。その辺りのところだと思います。

○中井委員 今の状況でいいよと思う、景観に関するその判断基準は何なのでしょう。身近な景観の価値への気づきが薄いという感じがします。問題があるところでは、景観に対する気づきが強くなるといっておかしいですが。その辺りの比較が大事ではないかと思えます。

○小篠会長 皆さん方からももう少しその辺りの御意見を頂くために、少し発言させていただければ、景観の価値、景観行政をやる価値って何だとか、景観を守る活動をする意味って何だということが、本当に理解されているのかということに、やはり参加の低さだとか団体

として組織化しようだとか、そういったことが進まない状況があるのかなと思います。かなりそこが根本的な原因で、10年間やってみて、それが暴かれてきたというふうにもいえるのかなと思っています。

○柿澤委員 活動団体の中には、景観ということを必ずしも意識しなくても、例えば森づくりや地域づくりの活動を通じて景観に貢献してきているような活動が道内に結構たくさんあるのです。逆に、景観行政の側からそういった活動を位置づけ直して、連携・協働というのは非常に重要なキーワードにになっていますので、景観というキーワードでつなげて考えていくというのも大事なことです。景観を一番大事なキーワードとしてやってくるような人たちは今おっしゃったように限られているので、何らかのかたちで関わってくるいろいろな団体の人たちとのつながりをうまく作って行って、そういう人たちの評価をしていくということが大事なのではないかと思います。

○大西委員 今話題に上ったような地方に旅館があります。

ニセコに関しては、私も行くたびに新しい建物が増えていることに驚きますが、ほとんど海外の出資で、毎年10件くらいずつ大きな建物ができていく中で、景観が急速に変化していく危機感があったと思います。最初にニセコを盛り上げた立役者のロスさんなんかも、「もっと早く景観保持をしっかりすべきだった、一気にブームになってどんどん開発が入ってしまったので、今の条例の中でやれば、もっといい町ができたはずだ」というふうにおっしゃっていました。そういう意味で、開発ブームから守るために必死で取り組まれた背景があると思うのですが、逆にオホーツク地域は、どちらかというとな廃業する施設のほうが多いといったら言い過ぎですが、新しい建物が増えるということはありません。この後10年間の計画を立てるときには、もちろん全ての地域がニセコのようになってはいかないでしょうから、私のいる釧路市なども人口が6万人くらい減って、廃屋の問題などは深刻になってくるのだらうなと思っておりますので、開発とはまた違う角度からの対策も必要と思います。そういう地域の状況の差が、景観への意識にも出ているのかなと感じています。

○小篠会長 ありがとうございます。

そういう意味では、エビデンスというかこれまでの取組でまとめていただいた中に、今議論しているのと少し違う毛色のことを書いてある部分がありますよね。僕はそれが面白いなと思って着目していたのだけれども、「空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出」の事業とかですね。「景観」といえばいえるし、枠組みとしては「まちづくり」とか「地域コミュニティづくり」とか、そちらの話に入るようなことも、景観形成ビジョンの中では「景観」の取組だというふうに取り上げていますよね。その辺りというのはどういう意図でやられているのでしょうか。

○寺谷主査 空き家が増えることによって景観も悪くなる、景観上よくないということもあ

って、その対策も一つの景観保全の一つであろうという考え方でやっております。

○小篠会長 自然地も考えるけれども当然町場の話もある、自然資源だけではなくて人工物というか住宅といったものも当然含まれるということですね。

○寺谷主査 そうですね。

○笠副会長 「各委員からビジョンの見直しに係る御意見をいただき」と書いてありますが、漠然といわれてもなかなか手がかりがないのですよね。例えば、10年間の道の施策の中で何か変わったとか、今あった空き家の問題とか、どういう問題が出てきてそれをもとに付け加えるものがあるのかとか、そういう社会的な変化、先ほどのインバウンドの問題とか、そういうことも含めて例示をしていかないと、漠然とビジョンをにらんでも正直厳しいかなという印象があります。そういう整理を一回していただければありがたいです。

○渡部委員 平成26年くらいだと思うのですが、道が北海道の景観に関するアンケート調査を行ったと思うのです。私もアンケートを書いたのですが、その中で「景観と調和しないものは何か」という問いに、建造物とか屋外広告物という意見が5割くらいあったように記憶しているのです。そういう意見も参考にされると少し導きができるかなと期待しています。

○寺谷主査 26年度くらいのアンケートですか。

○渡部委員 26年くらいだと思います。インターネットでアンケートを、観光客の方や地元の方にしたのです。今もホームページに載っていると思います。

○小篠会長 屋外広告物条例が適用される範囲で仕事をされる方だとか、そこに暮らしている方だとかは、意識せざるを得ないというか、当然意識するかたちで広告業の人はやらなくてはいけないし、例えば、国道沿いでサインがまん延しているようなところでは、いやだよねと思うような人がたくさんいるということは当然出てくると思います。けれども、屋外広告物条例が適用されないような郊外地であるとか農地であるとか、そういったところにいらっしゃる方の意識がどうなのかという話になっていくと、アンケートの話ですけれども、その人たちがそういう意識を持っているかというところと分からないところがありますよね。

抜け落ちてしまっている部分があるのではないかと。景観が大事だよねというふうになんとなく思っているのではないかと理解しようとするのですが、実は必ずしも皆さんそう思っているわけではないのだというのが、この10年間の状況を呈した原因なのかもしれないと、今お話を聞いていて思ったりもしています。

○笠副会長 資料編の23、24ページに、道の関係する計画・指針としてもものすごくたくさん載っていますね。実際問題としてそれぞれの部局で景観をどれだけ意識してくれているのかは、私はすごく疑問だと思います。

札幌市で公共施設の景観ガイドラインを作ったときにも、札幌市が発注する道路の設計と

か建築の設計とか、そのときにチェックを必ず入れるように特記仕様書に書けないのかといったら、それは無理だと反対されているのです。現実的には、そういうものを作ったとしても何も活用されていないということが札幌市でもあったのです。

結局、景観と関係するといいつつもなかなかうまくいかない、実際にかたちになりにくいというのが非常に難しいところだと思います。どれだけ実行性のあるビジョンにするのかというのは、道庁の中の問題でもあるという気がします。

○寺谷主査 そうですね。公共事業の一例として今回写真を載せましたけれども、これは本当に一例で、道庁内ではもっとたくさんの事業をやっていると思います。ただ、その中でどれだけ今おっしゃったように指針の中に盛り込めるかということ、なかなか今できますとはいえませんが、そういう部分も個人的にはもっとうまいかたちで連携できればいいと思っております。

○星委員 機会があって、北後志の消費者関係のことで、よく余市のほうに会議に出るのですが、つい2、3週間前にあったJA関係の会議に行ったのです。空き地がどうの、景観がどうの、廃屋ができるのは景観的にどうなのか、そういうような話をした中で、こういうことをいった人がいました。「景観は大切だ。しかし経済概念が最初にくるから、どうしても景観は後になる。まずはどうやったら地方の経済をよくするかが先になる。」と。大変な話だなと思います。さっきおっしゃったけれども、ニセコでもそうですが、景観というものを、建物を建てて発展させるのに一つの規約として入れることができないのか。そういうふうになればかなり違って来るような気がします。今のところは経済的なものが先行しますから、空き地をどうするのかといっても、草がぼうぼうで何もやらない。そのほうが農家の人は儲かるからですよ、景観なんて全然関係なく。札幌がどうかよく分かりませんが。そういうところが北海道全体を通して多分にあるのではないかなと、そういう感じがします。

○宮田委員 宮田といいます。前回勉強会に出られなかったのですが。

今、星さんがおっしゃったように、自分も経済活動をしております。先ほど立ち消えになったという東オホーツクの中の美幌町なのですけれども、やはりニセコのほうと違ってオホーツクはそういう開発が進んでいけませんので、危機感みたいなものはないと思います。唯一斜里町だけは、知床が世界遺産になったこともあり、オホーツクの中でも道路際にいろいろな商売をする方がおられて、赤とか黄色とかの原色の看板等も出ています。そういう部分では規制があったほうがいいのかと常に我々もそう思うのですけれども、今おっしゃったように、まちの中の経済活動としてはそういう方たちも必要で、経済が回るという部分と景観というのがなかなか融合するというか、うまくお互いが納得するようなかたちは難しいという部分はあるかと思えます。

北海道が主体としていろいろな規制をする部分で、今回のビジョンもそうですけれども、

もう少し縛りをきつくしても、経済側としてはその中でいろいろなことを考えると思いますので、そういう部分では少し厳しくしてもいいのではないかなという気がします。

○**星委員** 皆さん普通は考えないと思いますけれども、最近、小樽地域から出ている衆議院議員の方といろいろ話をしたのですが、こういうことをいいました。ニセコ地域はものすごい勢いで発達しています。そこで問題なのは、観光の面から見た場合は、和風が段々なくなってきている。これは景観を考える場合に、どのように判断すればいいか。例えばニセコへ行くと、突然アメリカかどこかへ行ったような感じです。要するに日本的なものがなくなってきているのです。果たしてそれがあの地域の、北海道を代表するような景観なのかどうか。そのようなことも我々としては考える必要があるのではないかと思います。

○**松田委員** そのとおりです。道民の人たちは生活をしている中で、法律だとか景観だとかとは関係なく暮らしているはずです。最低限のルールさえ守ればいいわけです。景観をしっかりと守れば、必ずお金は巡ってくるはずなのです。景観審議会委員の人たちはある程度分かっていると思うのですが、北海道は、その景観があるからこそ、インバウンドの観光客だとかそういった人たちが憧れて来るところですよ。来たはいいけれども、海外の投資家がお金もうけのためだけにコンドミニアムを作って3億、4億で売ってしまって、現状どこに来たのか分からない。それを本当は私たちはストップしたかったけれども、全くルールのない中でそういうものがどんどん作られました。お金優先ですから。

ではオホーツクで、今は何もないけれども、一旦どこかの企業が目を向けたときに、ここは広々としていいな、全く手つかずの自然があるじゃないかといって、どんと買われて海外の風景が来たときに、その人たち、いいのかと。後からあたふたするよりも、ちゃんと最低限のルールをきちっと作って、自分の住んでいる北海道をどうやって守るのかということ、この景観審議会ですっかり考えていくべきです。ルールを少し強くしてもいいとおっしゃったけれども、そのとおりです。もっとルールを厳しくしてほしい。北海道に来たらこのルールを守らなければならないのだというふうに、本当は道庁が引っ張ってほしいなというのが願いです。

○**中井委員** 観光サイド、観光業者さんが北海道の景観の魅力を理解していないことが多いです。目先のもうけしか考えない。今、中国の方がたくさんいらしてますよね。そうすると、なぜそういう発想が出るのか分からないけれど、中国では赤が幸福を呼ぶから、橋も赤にしようなど。それで観光客を呼び込もうというような発想です。でも観光は、一種の消費文化ですから、流行もありますよね。観光客も観光のあり方もどんどん変わっていくと思うのです。しかし、そのような変化に合わせて、そんなに簡単に橋の色なんて変えられません。目先のことしか考えない観光のあり方に問題があるのであって、今おっしゃったようにもっと大きな視点で、北海道の観光を将来にわたって持続させていくことが重要で、そのために

は北海道らしい景観形成はとても大事であるという認識を、観光業者、観光関係の方とも共有しなければいけないと思うのです。観光の入り込み数ばかりが評価されれば、美しい北海道の景観が破壊されてしまった後はどうするのだろうと思います。そういう時間の経過における保全と育成というのも景観は考えなければいけないということを、もう少しきちんと伝えていきたいですね。

○**工藤委員** 東オホーツク地域の協議会が解散になるまでの経緯が、もし羊蹄山麓のような観光ということを頭に置いて、そのことだけで話をして、景観規制はこちらにはなじまないとしたのだとしたら、少し寂しいなと思います。建築のほうから見ると、空き店舗というのが後ろのほうにも出ていますが、郊外に車で行ける大型店がどんどん田舎のほうもできてきているので、今まで中心だった駅前通からどんどん小売店舗がなくなってシャッター街になる。シャッター街というのは景観上もよくない。建築のほうから見ると、空き店舗はそこを何かで活用することによってシャッターが昼間はオープンになる、ということを行っている人が多いのです。ですから、解散になった経緯はここには書かれていないので分かりませんが、観光とか開発ということは、次に来るかもしれないことであって、今、自分たちは寂れていくまちを何とかするために景観形成推進地域にまずなってみようというか、自分たちの地域の中で景観を考えるきっかけになるものがまず何かというところから探って行って、そういう景観形成地域になっていけば、次に外国からこの土地に目を付けられて入り込まれそうなときに、私たちの地域はこういう地域になっているので、開発にはこういう規制がかかるのですよという準備になる。準備をするために、入り口を道なり振興局なりがヒントを教えてあげるというか。たぶん地域の人たちはあまり気付いていないのではないかと思います。そういう方法もあるのではないかと思います。

○**小篠会長** お聞きしていると、今までの景観についての情報発信がステレオタイプになっている、きれいな北海道の自然景観みたいなことを切り口にしながらずっと話をしているから、それと関係ない市町村の人たちはうちはそんなことには興味ないという話になってしまったのではないかと。

○**工藤委員** それも一つの入り口というか、全道に広げていくための手法として取り組んでいけることではないかと思いました。

○**岸本委員** 質問というわけではないのですが、一般的に日本の法律制度を見ると、土地利用規制だとか建築規制だとかというところで、景観的な利益という観点からこれを規制していくというのは極めて弱いように理解しているのです。少なくとも法律レベルで見ると、全国一律ですから、景観法ができたのはつい最近みたいなもので、今までそういうことは全く考えてこなかった。この点については地方公共団体のほうが先行してきたとはいっても、では条例のレベルで具体的に土地利用規制だとか建築規制だとか、先ほど赤い橋の話があり

ましたが品のないものが作られてしまうというようなことをブロックしようと思ったときに、例えば景観に配慮して公共事業をするといったときもそうなのですが、橋の色だとか建築物のかたちだとかいうところは、一方では経済活動の自由があるものですから今まで規制してこなかったところがあるのです。他方、北海道独自で、あるいは市町村の条例で、橋の色だとか建築物のかたちだとか、場合によっては建ぺい率・容積率といったところの上乗せ規制だとか、どの程度、現行法律上できるのか。できる範囲は狭いのかもしれない、法律がそうになっていないのであれば国に要望して変えていくというのにも必要なのかもしれないけれども、今、現状で、どの程度我々地方公共団体側に柔軟に動く余地が残されているのかというところをまず洗い出す。同時に、条例等で上乗せをしていけば、今は関係ないかもしれないけれども、仮に将来、例えば開発の波が突然来たときに、受け皿としていかほどにも対応する用意というのがどの程度できますよというところを、道内の市町村に対して北海道が論点を整理したうえで情報を提供していくということをやらなければ、おそらくはオホーツクに限らず市町村の人たちは今別に困っていないからと結局なってしまって、最終的には道がやっているのでもいいんじゃないですかという感じで終わってしまうと思います。そうすると手遅れになるということがあると思うので、その辺りを、リストアップといいますか、論点を明らかにすることができないかなと思うのです。

もう一つ、公共事業についても、地域の景観との関係を考えたうえで公共事業をやっているところ、ところが入札条件に入れるとこれまたどうなのよというところがあって、結局のところ、分かっているけれど法律上できないといったことが多いと思います。そこの辺りをまず、北海道としていきなり手が出せないところと、やろうと思えばできるというところと、あくまでも指導や協議といったレベルでしか今のところできないというところ、現状を浮き彫りにして、北海道ができていないという意味ではなくて、できるところは一体何なのかというところをまず、やるかどうかはまた別なのですが、そこをまず明らかにしたうえで、次期10年を考えていくのも手なのではないかと思います。

○小篠会長　そういう検証の仕方もすごく大事ではないかと思います。漠然と理想を話しても仕方ないので、できることは何か、できないことは何かを現状の中で明らかにしていくということは大事だと思います。

一方で、なかなか移行が進まない景観行政団体があるのだけれども、景観行政団体に移行した市町村、なりたいといっている市町村がやっていることというのは、実は今、岸本委員がおっしゃったようなことを乗り越えてやっている場合もあるわけです。条例を上乗せしたうえで、デザインガイドラインを作ってコントロールしているところがあったりするわけです。その辺りも、先ほど笠さんもおっしゃっていますが、どんな施策があつてどういうことができるのかという話を詳らかに皆で見ないと、論点が定まらないというか、何を変えてい

ったらいいか分からないという状態になるのではないかというのは、私もそのとおりかなと思いました。次回の議論のときには、ぜひそういう準備をしてやっていったらいいのではないかと思います。

○岸本委員 条例で上乘せするといっても、それが絶対に要件を満たさなければ許可しませんというやり方だけが規制の全てではなくて、指導や協議といった話し合いの中で利益を調整していく場を設けているケースというのはいくつかあると思います。そういったことも全く意味がないわけではないですよというところを発信していくと、そのくらいならじゃあうちも条例作ってみるかというところがもう少し出てきてもいいかなと思います。条例でこの要件を満たさなければ不許可です、あるいは建築確認出しませんとか、法律ではできないようなことまでできますよということではないことは当然分かっているので。上乘せの具体的内容ですね、上乘せ、規制強化といってもいろいろなやり方があると思います。成功例がいくつかあると思いますので、取組の例を類型化してリストアップしていただけるのであれば、ありがたいなと思っています。

○小篠会長 建築審査会みたいなものですね。

○岸本委員 そうですね。

○松田委員 実はそこが問題なのです。日本国民であればその話し合いというのはできるのですけれど。外国の人はルールをしっかり守ります。しかし、ルールがないものは守りません、OKですから。そのところを、既に国際化していますので、そこだけはしっかりと。例えば豪雪地帯と海辺のところとでは建設も違ってくると思います。そこはしっかりと日本国側のルールに則って作ってくださいということを、最初の段階で決めておかないと、大変なことになりますから。

○岸本委員 その点からするならば、私が思っているのが、今の日本の法律制度が硬直化しているというのがあると思うのです。ですので、例えば外国の人はこれはガイダンスだ、お願いだといったら聞かないという、日本の企業の場合はどちらかというと協議というところで、法的には建てることができても景観の観点から行政や地域住民の意見があれば聞きましようというようなスタンスの企業が基本多いと思うのですね。ところが外国企業の場合そうではないというところもある。それをどうするかとなったときに、一足飛びにはできないということは私も分かっているのですが、例えば北海道の規制改革だとか特区制度だとかを使ったりできないかだとか、法改正だとか条例で上乘せできるところを北海道では特別に国に認めてもらうような規制緩和を行ってもらうだとか、いろいろなことがあろうかと思います。まだ私も知識がないものですから、まずは一旦、現行法制度でどこまでできるか、これで十分かどうかという評価をしたうえで、十分ではないとしたら次はどうするかというところまでをらみながら、総合的に規制強化に向けていくべきだろうと私は考えていました。手順が

いろいろとあるだろうなと思ったものですから。おっしゃっていることは分かります。

○西山委員 一つ、先に質問したいのは、昨年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」の中で、全国の自治体の半数で景観計画を作るということがいわれましたが、あの施策を道庁さんはどんなふうを受け止めて、今後どういうふうにしようとしているのでしょうか。今見ると道内は1割くらいですか。いくつあるんですか。

○寺谷主査 今は16市町です。1割くらいです。

○西山委員 1割弱ですね。それを5割にしろという国からの方針が出て、それはお迎えする地域の景観をちゃんとしつらえていくべきではないかという、分かりやすい話なのですが、それに対してこのギャップですね。2020年を目途にしていたと思いますが。道庁さんとしては、あれは正に数値目標なのだけれど、あれについてどんな議論がなされているかを教えていただけませんか。

○寺谷主査 議論というかですね、まず第一に、北海道は広いですから、地域の特性を活かすためにも、それぞれの市町村において景観行政団体になってもらいたいということをまず第一義的に考えている中で、市町村に対してどれだけ丁寧な説明をしていけるか、景観行政団体になったときにどういうことができるのかということ、例えば、今ある景観行政団体の良い例だとか、悪い例も含めて、もっと強く各市町村に情報発信をしていきたいと考えているところです。それをもって進めていきたいとは思いますが、今までも説明会は開いているところなのです。現状としては各市町村の方は今の北海道の規制で十分だということです、北海道としては地域の特性を活かしたいがために、緩やかな届出制度を運用しているのです。

○倉持都市計画課長 景観行政団体の数の話なのですが、全国とベースが違っていて、全国では40%くらいが景観行政団体なのです。それを50%にしようというのが全国の数値なのですから、道はそもそも10%なのです。そこは市町村に対する説明が不十分なのかどうか分かりませんが、要するに、全国の目標は50%なのですが、そこに行くまでの過程として既にある程度進んでいるので、さらにそれを加速していくというのが全国の流れです。道でいきなり目標を50%にするということは、なかなか大変なのかなと思っています。

○西山委員 むしろ、なぜ北海道は少ないのだろうかということを考えるべきだと思うのです。50%にすることが至上命題ではなくて、確かに全国平均が40%だから50%という数値を設定したかもしれないけれど、なぜ全国が40%なのに対して北海道は10%なのか。全国平均になることが大事とは私も全然思いません。

私なりに、なぜ北海道では基礎自治体が景観行政に興味ないのだろうかということを常に疑問に持ちながら、いろいろな自治体の方に会ったり首長さんに会ったら必ず聞くわけですが、景観計画ありますかと。そうしたら、当然考えていてもいいような自治体、素晴らしい景観

があつて観光客もたくさん来ていて、たぶん開発に関しても問題が起きてきたらどうし今後も起きそうなところでも、ほとんど景観計画に対してピンときていない。先ほどおっしゃったみたいに、景観計画の本質は土地利用計画にあるわけで、結局はそこに何を建てさせるかであつて、基本は土地利用計画で、何色にするかということは二の次三の次。土地利用はこの自治体も非常に真剣に考えています。でもそれを景観と全然結びつけていない、景観計画が必要とは思っていないというのが、どうも私が見た感じの北海道の自治体のイメージなのです。

もしそれを是とするのであれば、景観行政はもう要らないのではないかと。余所の都府県では要るのだけれども、極論ですが、道庁には要らないのではないかとこの話になってしまう。しかし、そうではないと私は思うので、余所は40%なのになぜ北海道は10%なのかということについて、一つ真剣に考えてみる必要があるのではないかと。私はさっきいったようなことを分析していますけれども、もしはっきりした理由があるとおっしゃるのであれば、御説明を伺ってもいいですけど、それはそれとして。

要は、道庁という、ある意味で中間管理職ではないですけども、道庁の景観行政ができることは何だろうということを私はいつも考えているのです、この委員にならせていただいてから、あるいは国の委員会で広域行政で何ができるかという議論をしていく中で。いくつかできることが限られていて、何もかもはできない。

一つは、景観行政団体を一生懸命に増やしていく。啓発活動というか、尻を叩く。景観そのものは、それぞれの地域でこまめに考えていくのがいいのではないですかと。あまり難しいことはいわずに、とにかく景観行政団体になりなさいということ、今おっしゃったように啓発していく。たぶん啓発がまだ不足しているのだと思います。まずこれが一つ。

もう一つは、一つの自治体では収まらないような、広域的な景観を考えなければいけない場所がもし出てきたら、そのときは道が出るしかないだろうと。大体、隣り合った自治体は仲が悪いですから、それを取りまとめて景観計画を作っていくのであれば、やっぱり道がそこで一肌脱がなければいけない。これは道にしかできないことといえますよね。

例えばこんなふうに、論点をはっきり絞っていったら、気持ちが楽になるかなと。資料を見ると、都市計画課の景観グループの施策としてできることと、そうではなくていろいろな他の部署、文化財や農林といったことが全部入っているけれど、ここのグループでできることを絞らないと、ここで議論しにくいところがある。それから、ここで旗を振ったら本当に他の部局が付いてきてくれるのであれば、そういう旗の振り方も考えましょう。議論するポイントを分けていく必要があります。

その中で私が思うのは、さっきいった景観行政団体の啓発活動をとことんやること、これははっきりと数値目標を掲げてもいいと思います。ただそれは、漠然と数が増えればいいの

ではなくて、さっきから皆さんが懸念しておられるような、今ちゃんとコントロールしないと将来に禍根を残すような自治体はどこなのか、今後、開発が起こるホットスポットはどこなのかということを中心にちゃんと調査して、その内の30の自治体には今後10年間で必ず景観行政団体になってもらうのだというような戦略を立てれば、目標は50%でなくても30%でもいいかもしれない。まずはそれが一つ。

もう一つはその逆で、道が乗り出して調整しなければいけないような、広域的な景観計画策定の必要性があるのかということ、検討すべきかどうか。そのための基礎情報があるかどうかです。

もう一つは、メガソーラーとか風車みたいな、ある自治体から見るとある日突然降ってくる問題を、どういうふうに対処したらいいのかということに対する考え方の整理です。片方では、環境に優しいという錦の御旗を振って風車が来たりメガソーラーが来たりする中で、うちはこういう景観を大事にしていますから作るのであればあっちにしてくださいとか、ここには作らないでくださいということ、今は自治体がいえないわけです。それに対して、北海道では道がある程度ガイドラインをもって代替地の検討をしますとか、あるいは駄目だという根拠をちゃんと持っていますということで、道が主導できるとか。要するに、現状を見たときに自治体が困っていることに対して、道しかできないことは何かあるのかということ、を絞っていく。そういう何段階かで論点をはっきりしてもらった方がいいのかなと私は思います。

先ほどの皆さんのお話を伺っていて、今非常に不安に思っていたり、価値が損なわれるということはどれも大事なお話だけれど、やっぱりそれは基礎自治体レベルでやるべきことではないかと思うこともたくさんあるのです。ですから、その辺りに関しては、道のほうも、景観の専門家をたくさん抱えて、自治体からどんどん来ても相談に乗りますという体制でもないと思うので、そこを我々も見据えて、今のような問題整理をしていただくと思います。この次の開催は半年後ですか。

○小篠会長 それについては後で説明します。

○西山委員 長く演説して申し訳ありませんが、そういうふうに、やれることとやれないことを仕分けていくといいと思います。

○小篠会長 ありがとうございます。

ずいぶん長く議論してきていますが、それぐらいこれは重たい話なのです。すごく丁寧に議論していかないと、いきなり景観形成ビジョンの改訂や見直しはできないと思います。西山先生もおっしゃっていましたが、資料1-2でフローを作っていただいています。次にもう景観形成ビジョンの新しい素案ができるというような段取りは無理だと思いますので、今日頂いた宿題を含めて、段階的な議論をさせていただきたいと思いますし、そういうお願い

を私から事務局にしたいと思います。御足労をかけることとなりますけれども、また審議会を開かせていただくかたちになろうかと思えます。そのときはよろしく願いいたします。

これで今日の景観形成ビジョンについての議論は一旦終えてまた次回ということで、もう一つ議題がありますので、そちらに移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〈委員から異議なし〉

(2) 中標津町の景観行政団体移行について（報告）

○小篠会長 それでは、次の議題、「中標津町の景観行政団体移行について」ということで、事務局から説明をお願いします。

○寺谷主査 資料2になります。先に2ページ目、裏面を御覧ください。

今後の予定ということで、中標津町が景観行政団体に4月1日に移行するのですが、政令市・中核市以外の市町村については道との協議が必要になるということで、本年1月25日に知事との協議が終了して、現在は、景観行政団体移行の公示をして、町の景観条例公布の準備をしているところです。4月1日に道内で17市町目の景観行政団体になりまして、4月中に町の景観計画を決定、5月から景観計画の施行、完全に移行するというかたちになってございます。

表に戻っていただきまして、中標津町における景観に関する取組等についてでございます。

目指すべき方向として、基本理念は「歴史、文化、産業との融和、自然との共生による景観まちづくり」ということで、基本方針を4つ掲げております。

今後、町が独自に策定する景観計画ということで、策定の目的はこちらに書いているとおりでございます。

次に、町独自の基準ということで、道の基準より若干厳しく設定しております。例えば、建築物を見ますと、道の届出規模は高さ13m又は延べ面積2,000㎡を超えるものですが、中標津町の場合は面積は同じですが高さを10mを超えるものと設定しております。また、工作物については、柵・塀・擁壁など是一緒なのですが、鉄塔の高さが道では15mを超えるものとしているのを、10mを超えるものとしています。開発行為については、都市計画区域内に限り面積3,000㎡を超えるものについても届出が必要というふうなかたちで、道より拡大しているところでございます。

また、特徴として、景観形成重点区域を指定しております。これは、中標津町の開陽台周辺を重点区域に指定して、この地域については、全ての建築物、工作物、開発行為、その他の行為について、届出を必要としている区域としています。「ただし、一部農林業を営むための行為は除く」というただし書きは付いていますけれども。こういう取組をしてござい

す。

説明は以上とさせていただきます。

○小篠会長 どうもありがとうございました。

これについて、何か質問などございますか。

〈委員から質問等なし〉

○小篠会長 少ない中でも、中標津町はずっと一生懸命景観に取り組んできた町です。いよいよ景観行政団体に移行することができそうだということでございます。よろしいでしょうか。

〈委員から質問等なし〉

○小篠会長 それでは、予定していました議事を終了いたしました。(1)についてはまだまだ途上でございますので、今後、続けてやっていきたいと思っております。ということで、事務局にお返ししたいと思います。

3 閉会

○菊池主幹 小篠会長、そして委員の皆様、御議論大変ありがとうございました。

次回の審議会開催についてでございますけれども、出していただきました御意見を踏まえて、事務局で課題や論点を整理させていただいたうえで、次回また皆様から御意見を伺えればと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。また皆様と日程調整させていただいたうえで開催したいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

以上をもちまして、本日の日程を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。